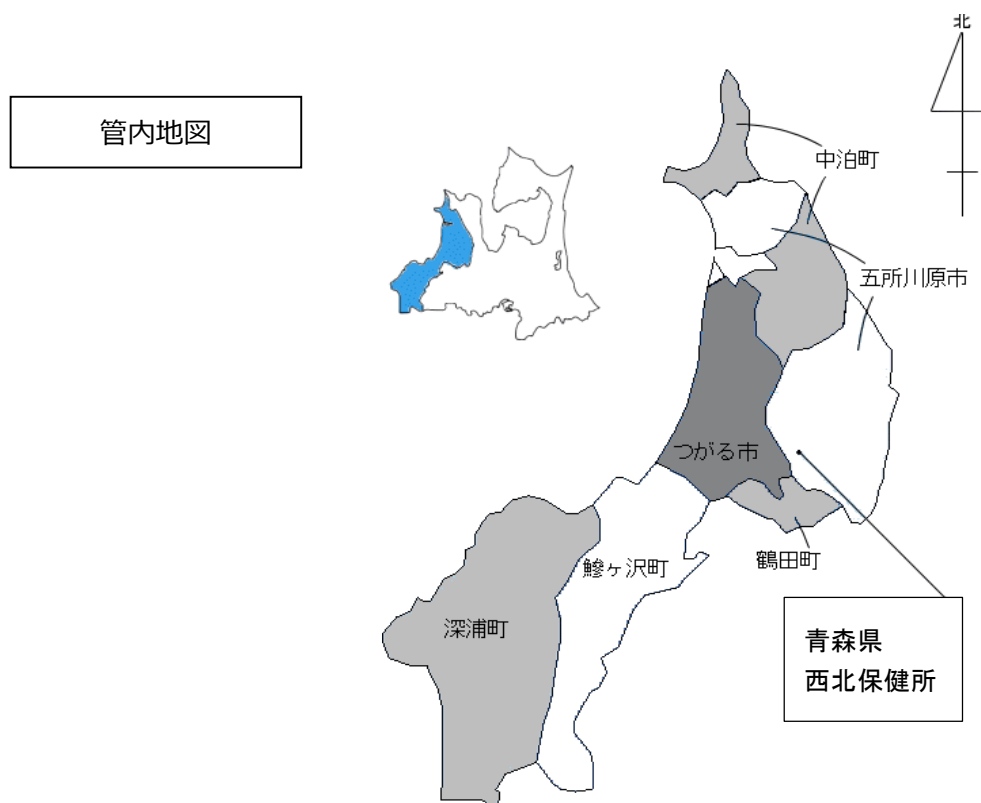


第1 総括

1 管内の概況

所管区域は、五所川原市、つがる市、西津軽郡2町（鰺ヶ沢町・深浦町）及び北津軽郡2町（鶴田町・中泊町）の6市町となっている。

総面積は、1,752.5km²（県全体の18.2%）、総人口は107,899人（県全体の9.4%）、世帯数は45,272世帯（県全体の8.9%）である。また、老年人口割合（65歳以上の総人口に占める割合）は42.22%で、県全体の割合（36.3%）を上回っている。



面積及び推計人口（令和7年10月1日現在）

	面積 (km ²)	総人口 (人)	世帯数 (世帯)	年少人口 (15歳未満) 割合(%)	生産年齢人口 (15歳～64歳) 割合(%)	老年人口 (65歳以上) 割合(%)
五所川原市	404.20	47,185	20,782	8.9	52.2	38.8
つがる市	253.55	27,744	10,565	8.4	49.2	42.4
鰺ヶ沢町	343.08	7,815	3,408	6.3	45.3	48.4
深浦町	488.91	6,126	2,803	5.5	39.2	55.3
鶴田町	46.43	10,794	4,153	9.2	49.9	40.9
中泊町	216.34	8,235	3,561	6.5	44.1	49.4
管内計	1752.51	107,899	45,272	8.3	49.1	42.2
県計	9645.11	1,145,475	508,434	9.7	54.0	36.3

（国土地理院「令和8年全国都道府県市区町村別面積調」、令和7年青森県の人口より再計算）

2 沿革

昭和 21 年 6 月

北津軽郡鶴田町大字前田 26 番地に役場（総床面積 640.71 m²、総 2 階建）を無償で譲り受け青森県鶴田保健所として開設した。課及び係制がなく所長（医師）、薬剤師、獣医師、X線技師、保健婦等職員が 10 名で管轄区域は北郡 5 町 18 村であった。

五所川原町、鶴田町、板柳町、金木町、中里町、
栄村、中川村、三好村、長橋村、飯詰村、松島村、七和村、小阿弥村、沿川村、
喜良市村、嘉瀬村、六郷村、梅沢村、武田村、内潟村、相内村、脇元村、小泊村

昭和 26 年 6 月

庁舎を北津軽郡鶴田町から北津軽郡五所川原町上平井町 94 番地に新築移転。

昭和 26 年 7 月

青森県鶴田保健所の名称を青森県五所川原保健所と改称。

昭和 39 年 1 月

現在地に鉄筋コンクリート平家建ての庁舎が新築された。

平成 8 年 4 月

所長が鰯ヶ沢保健所兼務となる。

平成 9 年 4 月

部の再編により環境保健部の出先機関から健康福祉部の出先機関となる。

保健所再編のため、旧五所川原保健所管内から、板柳町が弘前保健所管内に編入され、旧鰯ヶ沢保健所管内の町村が管轄となったため、所管区域は 1 市 6 町 7 村となる。

五所川原市、
鰯ヶ沢町（編入）、木造町（編入）、深浦町（編入）、金木町、中里町、鶴田町、
森田村（編入）、岩崎村（編入）、柏村（編入）、稲垣村（編入）、車力村（編入）、
市浦村、小泊村

五所川原保健所鰯ヶ沢支所が設置される。

平成 14 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により保健所、福祉事務所、児童相談所を統合した「健康福祉こどもセンター（総務企画室、保健部、福祉部、こども相談部の 1 室 3 部制）」が新設され、五所川原保健所は「西北地方健康福祉こどもセンター」の内部組織である「保健部（五所川原保健所併置）」に、鰯ヶ沢支所は同部の「鰯ヶ沢地区担当（五所川原保健所

鰯ヶ沢支所併置)」となる。

「総務企画室」が保健部庁舎内に、「福祉部」と「こども相談部」は五所川原市栄町10の合同庁舎内に配置された。総務企画室の職員数は11名。保健部は保健予防課、生活衛生課(環境衛生課から改称)、健康増進課の3課体制となる。

平成17年4月1日

平成17年2月以降の市町村合併により、管轄区域が2市4町となった。

五所川原市(五所川原市、金木町、市浦村合併)、つがる市(木造町、森田村、柏村、稲垣村、車力村合併)、
鰯ヶ沢町、深浦町(深浦町、岩崎村合併)、中泊町(中里町、小泊村合併)、鶴田町

平成18年4月1日

行政組織規則の一部改正により、五所川原保健所鰯ヶ沢支所廃止となる。

平成19年4月1日

行政組織規則の一部改正により、総合的な出先機関として西北地域県民局が設置され、西北地方健康福祉こどもセンターは、西北地域県民局の内部組織である地域健康福祉部となる。

これに伴い、総務企画室は企画調整室となる。

同じく保健部は保健総室(五所川原保健所併置)となり、保健予防課は事務の一部を健康増進課に移管し、指導予防課となる。

平成20年4月1日

行政組織規則の一部改正により、企画調整室が保健総室に統合される。

令和7年4月1日

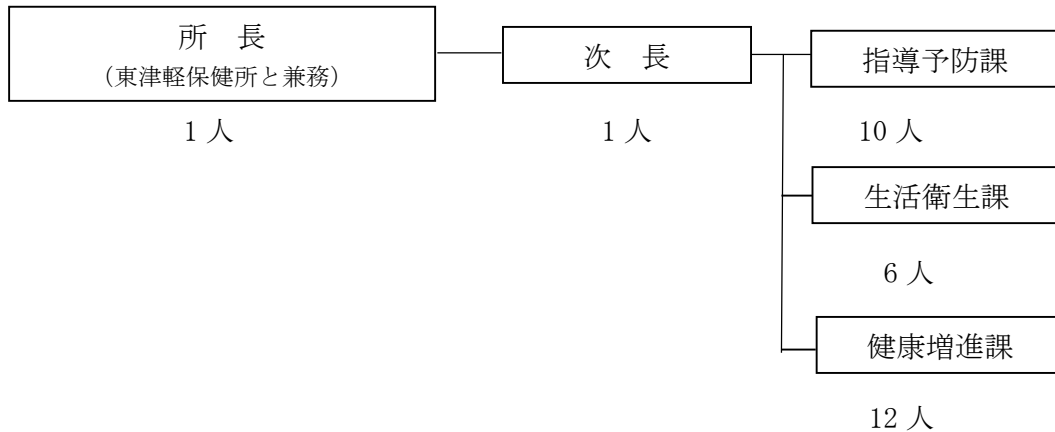
行政組織規則の一部改正により地域県民局への併置が廃止となり、単独出先機関として設置される。青森県西北保健所に名称変更となる。

3 機構図と分掌事務

3-1 機構図

(令和8年4月1日現在)

【青森県西北保健所】 計30人



※職員数は正職員の数。

3-2 職種別職員数

(令和8年4月1日現在) (単位:人)

職名 \ 職種	一般事務	医師	歯科医師	獣医師	薬剤師	保健師	栄養士	診療放射線技師	合計
所長		1							1
次長	1								1
副参事									
総括主幹					1				1
課長					1 (1)		1		2 (1)
主幹	2			2		1			5
主査	1				1	3	1	1	7
主事	3								3
技師			1	1	2	7			10
合計	7	1	1	3	5 (1)	11	2	1	30 (1)

※1 職員数は、正職員（定年退職後の再任用職員を含む）の数で、会計年度任用職員等は計上していない。

※2 () 内は、総括主幹で課長を再掲

3－3 分掌事務

＜指導予防課＞

1. 庶務に関すること。
2. 衛生教育に関すること。
3. 地域保健に係る統計調査に関すること。
4. 地域保健に関する調査及び研究に関すること。
5. 病院、診療所、助産所、歯科技工所、衛生検査所及び施術所に関すること。
6. 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、歯科技工士、栄養士及び調理師等に関すること
7. 死体解剖保存に関すること。
8. 薬局及び医薬品販売業に関すること。
9. 毒物及び劇物に関すること。
10. 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること。
11. 医薬品、医療機器、化粧品及び医薬部外品に関すること。
12. 感染症、結核その他の疾病の予防に関すること。
13. 診療エックス線に関すること。
14. 予防接種に関すること。
15. 医学実習生、医師臨床研修に関すること。
16. 地域災害医療対策に関すること。

＜生活衛生課＞

1. 食品衛生に関すること。
2. 化製場等に関すること。
3. 旅館業、住宅宿泊事業、公衆浴場及び興行場に関すること。
4. 理容所及び美容所に関すること。
5. クリーニング業に関すること。
6. 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
7. 墓地及び埋葬に関すること。
8. 建築物衛生一般に関すること。
9. 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
10. 温泉に関すること。

11. レジオネラ症の予防に関する事。

＜健康増進課＞

1. 栄養改善に関する事。
2. 母体保護に関する事。
3. 児童の健康相談に関する事。
4. 健康づくり推進事業に関する事。
5. 母子保健に関する事。
6. 口腔保健に関する事。
7. 精神保健及び精神障害者福祉に関する事。
8. 難病対策に関する事。
9. 市町村の地域保健対策の実施に関する調整及び必要な援助に関する事。
10. 人材育成、看護学生等の実習に関する事。
11. 地域保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進に関する事。

4 令和8年度行事予定

月	指導予防課	生活衛生課	健康増進課
4月	・西北保健所感染症診査協議会(以降毎月2回開催) ・エイズ検査(月1回)	・理容所・美容所・クリーニング所・旅館・公衆浴場等監視(～3月) ・特定建築物監視(～3月) ・温泉利用・レジオネラ施設監視(～3月) ・学校給食施設監視(～3月) ・カンピロバクター食中毒及び腸管出血性大腸菌食中毒対策(～3月) ・食品表示対策(～3月) ・食品施設監視指導(～3月)	
5月		・食品収去検査(～3月) ・食品衛生責任者講習会(養成、実務)	・世界禁煙デー及び禁煙週間(31日～6日) ・給食施設栄養管理指導(～2月) ・第1回西北地方保健協力員代表者会議
6月	・不正大麻・けし撲滅運動(～9月) ・薬物乱用防止啓発促進事業(～2月) ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(～7月) ・HIV検査普及週間(1～7日) ・薬物乱用防止指導員連合協議会	・食品衛生推進員講習会 ・食品衛生責任者講習会(養成、実務) ・仕出し、弁当による食中毒予防強化月間(～10月)	・世界禁煙デー及び禁煙週間(31日～6日) ・第1回西北地方保健協力員代表者会議 ・給食施設栄養管理指導事業研修会 ・市町村行政栄養士研修会 ・第1回西北五地域における精神障がい者地域支援に関する協議の場
7月	・医薬品・医療機器等一斉監視指導(～12月) ・「愛の血液助け合い運動」月間 ・財務事務検査 ・薬物乱用防止指導員地区協議会・研修会	・遊泳用プールの衛生監視 ・食品衛生責任者講習会(養成、実務) ・食品等夏期一斉取締り ・食品表示夏期一斉取締り	・母子保健ネットワーク会議 ・市町村行政栄養士連絡調整会議
8月		・食品衛生月間 ・食中毒予防キャンペーン ・きのこ食中毒予防月間(～10月) ・社会福祉施設等給食監視(～3月) ・食中毒予防キャンペーン	・西北地域自殺対策ネットワーク連絡会 ・西北地方保健協力員連絡・研修会 ・第1回新任保健師研修(地域保健関係者研修)

月	指導予防課	生活衛生課	健康増進課
9月	・結核予防週間（24～30日） ・救急医療週間（6～12日）	・食品衛生責任者講習会（養成）	・健康増進普及月間 ・自殺予防週間（10日～16日） ・第2回新任保健師研修（地域保健関係者研修） ・難病医療相談
10月	・くすりと健康の週間（17～23日） ・麻薬・覚醒剤大麻乱用防止運動（～11月）	・生活衛生・食品衛生関係職員研修会 ・食品衛生責任者講習会（実務）	・第2回西北地域自殺対策ネットワーク連絡会
11月	・予備監査	・ノロウイルス食中毒予防月間（～2月） ・食品衛生責任者講習会（養成、実務） ・食品営業施設（ふぐ）監視	・給食施設栄養管理指導事業研修会 ・在宅医療・介護連携推進事業市町担当者会議 ・西北五地域生活支援広域調整会議
12月	・世界エイズデー（12月1日）・レッドリボンキャンペーン ・西北五地域災害医療対策協議会 ・新型インフルエンザ等対策協議会	・食品等年末一斉取締り ・食品表示年末一斉取締り ・食品衛生責任者講習会（養成）	・第3回新任保健師研修（地域保健関係者研修） ・精神科救急医療システム連絡調整委員会 ・第2回保健師業務連絡会議（5日、地域保健関係者研修） ・第2回西北五地域における精神障がい者地域支援に関する協議の場
1月	・はたちの献血キャンペーン（～2月）		・第2回西北地方保健協力員代表者会議 ・難病対策地域協議会
2月	・市町村献血推進事業担当課長会議	・食品衛生責任者講習会（養成）	・第4回新任保健師研修（地域保健関係者研修）
3月			・自殺対策強化月間

5 令和8年度相談等日程表

実 施 項 目	実 施 曜 日	受付及び開催時間
こころの健康相談 (要予約)	第2木曜日	午後1:00～2:00
エイズ相談・検査 (即日検査) (要予約)	第3火曜日	午後2:00～3:00
ウイルス性肝炎検査 (要予約)	第3火曜日 月により定期実施日 以外に実施もあり	午前11:00～12:00
結核接触者健診 (QFT検査を含む)	第3火曜日 月により定期実施日 以外に実施もあり	午前9:00～11:00
骨髄移植一般相談 (要予約)	随時受付	午前8:30～午後5:15

6 令和7年度歳入・歳出関係

(1) 歳入

(1)－1 調定

(単位：円)

科 目	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
財産貸付収入	3,000	3,000		
土地建物等	3,000	3,000		
健康医療福祉政策課	3,000	3,000		
雑入	59,891	59,891		
雑入	59,891	59,891		
知事部局	59,891	59,891		
光熱水費	20,559	20,559		
措置入院患者入院費用徴収	39,332	39,332		
総務費	0	0		
情報公開	0	0		
個人情報保護	0	0		
計	62,891	62,891		

(1)－2 証紙収入

(単位：円)

科 目	件 数	金 額
総務手数料	26	19,500
証明	26	19,500
総務学事課	26	19,500
環境保健手数料	492	5,753,000
医薬費	171	1,181,500
医療施設等許可	2	40,000
麻薬免許	97	387,800
医薬品医療機器等	72	753,700
自然保護費	0	0
温泉	0	0
生活衛生費	321	4,571,500
食品関係営業許可	306	4,261,500
興行場営業許可	1	8,600
公衆浴場営業許可	0	0
旅館営業許可	1	7,400
理容所等開設検査	9	144,000
クリーニング所開設検査	0	0
建築物衛生管理業者登録	4	150,000
計	518	5,772,500

(2) 歳出

一般会計

(単位：円)

款 項 目	令 達 額	支出済額	残 額
民生費	324,480	179,482	144,998
社会福祉費	204,480	163,120	41,360
老人福祉費	204,480	163,120	41,360
災害救助費	120,000	16,362	103,638
救助費	120,000	16,362	103,638
環境保健費	23,774,517	18,302,341	5,102,019
公衆衛生費	6,893,120	3,984,620	2,908,500
結核対策費	1,983,360	1,286,077	697,283
予防費	881,000	318,812	562,188
母子保健対策費	219,000	93,636	125,364
精神保健福祉費	1,481,660	687,533	794,127
生活習慣病対策費	883,100	802,707	80,393
特定疾患対策費	1,445,000	795,855	649,145
環境衛生費	1,451,035	1,267,642	183,393
食品衛生費	948,000	896,301	51,699
生活衛生総務費	503,035	371,341	131,694
保健所費	13,384,472	11,791,621	1,222,694
保健所費	13,384,472	11,791,621	1,222,694
医薬費	1,955,890	1,190,268	765,622
医務費	610,000	114,652	495,348
薬務費	390,000	188,226	201,774
企画調整費	955,890	887,390	68,500
自然保護費	90,000	68,190	21,810
自然保護総務費	90,000	68,190	21,810
計	24,098,997	18,481,823	5,247,017